

認知症サポーター養成講座の 受講者を募集します

「認知症サポーター」は、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り支援する応援者です（認知症の方の介護などに従事してもらうわけではありません）。

この応援者をひとりでも増やし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的とした認知症サポーター養成講座を開催します。下記日程で都合の良い日に受講してください。

日 時	場 所	担 当 包 括
8月26日(木) 午後1時30分	みらい	地域包括支援センター 壮幸会
8月27日(金) 午後1時30分	総合福祉会館 「やすらぎの里」	地域包括支援センター 緑風苑
10月19日(火) 午後1時30分	荒木公民館	地域包括支援センター まきば園
11月20日(土) 午後1時30分	みらい	地域包括支援センター 緑風苑

※受け付けは午後1時から、受講時間は約1時間半

- ▶**対 象** 認知症や高齢者の介護に関心のある方
- ▶**申し込み** 高齢者福祉課、各地域包括支援センターおよび各講座開催場所にある申込用紙に必要事項を記入のうえ、開催日の1週間前までに申し込みください。
- ▶**問い合わせ** 高齢者福祉課高齢福祉担当（内線278）
地域包括支援センター緑風苑
☎557-3611
地域包括支援センターまきば園
☎550-1777
地域包括支援センター壮幸会
☎552-1123

都市計画案の縦覧を行います

- ▶**内 容** 行田都市計画生産緑地地区（星河第10号・太井第25号）の変更について
- ▶**縦 覧 期 間** 8月26日(木)～9月8日(水) 午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)
- ▶**縦 覧 場 所** まちづくり推進課

この都市計画案にご意見のある方は、意見書を提出することができます。

- ▶**意見書の提出** まちづくり推進課に用意してある意見書を8月26日(木)～9月8日(水)（必着）に、直接または郵送で同課へ提出してください。（〒361-8601 行田市本丸2-5）
※意見書を提出できる方は、市内在住の方または利害関係者です。
- ▶**問い合わせ** 同課計画担当（内線355・359）

入院時の医療費と食事代の窓口負担額が 減額されます

国民健康保険被保険者証をお持ちの方

国民健康保険に加入している70歳未満の方が入院したとき、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。また、世帯主とその世帯の国民健康保険被保険者全員が市民税非課税の場合（市民税非課税世帯）には、入院時の食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯の被保険者には、これらの認定証の交付はできませんが、市民税非課税世帯の被保険者には、食事代のみ軽減される「標準負担額減額認定証」を交付します。

▶**申請に必要なもの** 国民健康保険被保険者証、印鑑

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり、食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

▶**申請に必要なもの** 後期高齢者医療被保険者証、印鑑

▶問い合わせ

国民健康保険については
保険年金課国保担当（内
線271・272・273）
後期高齢者医療につい
ては保険年金課医療担当
（内線226・227）



再加入の非自発的離職者も 国民健康保険税の軽減が受けられます

これまで、倒産・解雇、雇い止めなどにより離職された方で国民健康保険税の軽減を受けていた方が、会社などの保険に加入し、いったん国民健康保険を脱退すると、再び国民健康保険に加入しても軽減は受けられませんでした。

このたび、この適用が見直され、再び国民健康保険に加入したとき、離職時に新たな雇用保険の受給資格が生じていなければ、前回離職時の保険税軽減対象期間が適用されるようになりました。該当する方は、再度、雇用保険受給資格者証を持参し、保険年金課に申し出てください。なお、この適用は平成22年4月の制度施行時にさかのぼって実施されます。

▶**問い合わせ** 同課国保担当（内線271・272・273）